

介護保険 のしくみ

第1回 サービスの提供に必要な財源について

住民の皆さんに介護保険制度についてのご理解を深めていただくため、制度の解説を11回シリーズで掲載します。

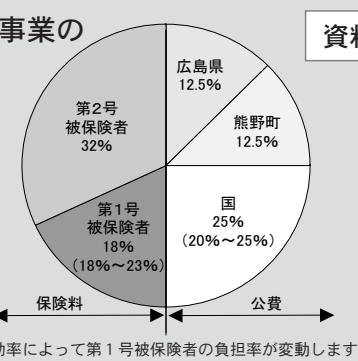
財源構成

介護保険制度がスタートして5年が経ち、制度も定着してきました。この制度の導入により、介護が必要な高齢者とその家族の身体的・金銭的な負担が軽減されています。

一方で、高齢化の進展により介護を必要とする方は今後も増え、より多くの方がサービスを利用されることが予想されます。

第1回目の今回は、サー
ビスの提供に必要な財源に
ついて説明します。

第1号被保険者 介護保険では、 65歳以上



の第1号被保険者と4歳から64歳までの第2号被保険者に分けられます。

65歳の誕生日の1日前から第1号被保険者の資格を取得し、取得月から各個人ごとに町に保険料を納めます。

保険料 第1号被保険者の保険料は、各市町村の介護保険サービスの総費用に応じて定めることとされています。

The diagram illustrates the formula for calculating the standard amount:

$$\text{熊野町で必要なサービスの総費用} \times \frac{\text{65歳以上の方の保険料負担分}}{18 \% \sim 23 \%} = \text{熊野町の保険料基準額}$$

Legend:
● 総費用 (Total Expenses)
X 負担率 (Contribution Rate)
= 結果 (Result)

平成17年度県政懇談会 第1回「You雄トーク」

— 藤田雄山県知事に提案 —

5月13日(金)、安芸郡坂町「坂町市民センター」において藤田雄山県知事との「Y o u 雄トーク」が開催されました。

熊野町からは實森将城さん(呉地)と吉田祐子さん(出来庭)にご参加いただき、「共につくろう元気な広島県」について発表されました。

2人は知事と直接懇談できる機会をいただいたことに感謝し、地域と共につくることのできる元気な広島県に近づくことを期待していました。 (企画課)

吉田さんは現在
メンバーとして
うに、季節ごとの
伝える活動を行
くの一室を利用して
的なケアを目的
吉田さんからの
地域コミュニティ、
近年不登校の数
までの公的に認め
の居場所の提供

が増えてはいることから、中学
られた場所の設置と子どもた
について提言されました。

これについては、「何か良
い知恵はありませんか?」と
反対に質問をされてしまう一
場面もあるほど、社会的にも
大きな課題のようでした。

※フリースクール：義務教育に合わ
ない人が自分の意志で選択し、学
校の代わりに行っている所

介護保険料は必ず納めましょう。

吉田さんは現在西公民館で「子ぐま絵本の会」のメンバーとして読書を通じ、地域の子どもたちに、季節ごとの行事を盛り込むなど日本文化を伝える活動を行っています。個人的には、自宅の一室を利用して不登校の子どもに学習や精神的なケアを目的に活動を行っています。

吉田さんからの提案は、*「フリースクール」

實森さんは年々減少している熊野筆の毛筆職人。中でも、30歳で伝統工芸士を目指している若き職人さんからの提案は、「日本一」の書画展の育成」と「芸術村構想」の2点です。

毎年11月に行われる全国書画展について、広島県の教育・芸術の取り組みの一つとして積極的な参加と支援を、また、芸術家の育成のための「芸術村」の設置について提言されました。

地域ミニユースの設置です。近年不登校の数が増えていることから、中学までの公的に認められた場所の設置と子どもたちの居場所の提供について提言されました。

これについては、「何か良い知恵はありませんか?」と反対に質問をされてしまう一場面もあるほど、社会的にも大きな課題のようでした。

介護保険料は必ず納めましょう。

用として、月に約1億1千円を支払っています。介護保険の認定者数及びサービス利用は年々増加しており、今後、費用の増大が見込まれています。

資料3 第1号被保険者の保険料

```

graph LR
    A[住民税が課税されていますか] -- いいえ --> B[世帯で住民税が課税されている人がいますか]
    A -- はい --> C[昨年の合計所得金額が200万円以上ですか]
    B -- はい --> D[生活保護又は老齢福祉年金の受給者ですか]
    B -- いいえ --> E[第1階層]
    D -- はい --> F[第1階層]
    D -- いいえ --> G[第2階層]
    C -- はい --> H[第3階層]
    C -- いいえ --> I[第4階層]
    C -- はい --> J[第5階層]
    
```

※保険料は3年間（平成15～17年度）を通じて同一です。平成18年度に保険料は改正予定です。

階層区分	基準額に対する割合	年額	月額
第1階層 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	0.5	24,480円	2,040円
第2階層 ・世帯全員が住民税非課税	0.75	36,720円	3,060円
第3階層 (基準額) ・本人のみが住民税非課税	1.0	48,960円	4,080円
第4階層 ・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	1.25	61,200円	5,100円
第5階層 ・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	1.5	73,440円	6,120円

※保険料は3年間（平成15～17年度）を通じて同一です。平成18年度に保険料は改正予定です。